論点	厚労省の説明						
		A町	B市	C市	D市	E町	F町
（基礎情報：人口規模）		5万人以下	50万人以下	50万人以下	20万人以下	5万人以下	1万人
（基礎情報：対象児童数）		約70世帯	約50世帯	児童数 約200人 （世帯人数で約700名程度）の計画	当初は50-60世帯程度 （お弁当による配食サービスについては提供数の増加には柔軟に対応可）	約80世帯	約50世帯
（基礎情報：実施期間）		2020/10～2021/3（6ヶ月間）	2020/10～2021/3（6ヶ月間）	2020/9～2021/3（7ヶ月間）	2020/8～2021/3（8ヶ月間）	2020/4～2021/3（12か月）	2020/6～2021/3（10ヶ月間）
対象家庭	実施要項5（2） 「本事業の対象は、既に要保護児童対策地域協議会において支援対象児童とされている子どもに限らず、市町村が見守りを必要と判断した子ども等が含まれること。」 0708付自治体向けQ&A 「本事業の対象は、「要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等」であり、これは要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもだけでなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安感を持つ家庭の子どもや妊婦も含まれます。」	要保護児童対策地域協議会において支援対象児童とされている子ども、および、自治体が見守りを必要と判断した子ども。 後者については、**自治体の役場や母子保健師を通じて手渡されたテラシ等から、本人がLINE・Web・メール・電話などの方法で申込み後、社会福祉協議会の相談員による居宅訪問（事業趣旨説明＋ヒアリング）を行い総合的に判断**する。	要保護児童対策地域協議会において支援対象児童とされている子ども、および、自治体が見守りを必要と判断した子ども。 後者については、本事業とは別に実施されている、**児童扶養手当の受給世帯等を対象にした定期的な食糧支援活動事業（100世帯程）を通じ、民間団体が把握した家庭の様子や相談内容をもとに、自治体および民間団体が見守りが必要か総合的に判断**する。	以下に該当するひとり親家庭の子ども ・要対協の支援対象（一部） ・要対協登録児童以外で見守りが必要と判断 ・生活保護を受給 **「見守りが必要と判断」する場合には児童虐待担当部署が把握している情報（就労・所得の他、養育の困難度、相談を受けた内容、周囲の支援の状況など）をもとに総合的に判断する。**	・要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもと家族 ・市が見守りを必要と判断した子どもと家族 ・市が見守りを必要と判断した妊婦、褥婦 ・市内子ども食堂等子どもの居場所で見守りを必要と判断した子どもと家族 ※要保護児童対策地域協議会の支援対象児童以外の対象者については、**市教育委員会や園・学校を通じて情報収集する**よう努める。 ・市内子ども食堂等子どもの居場所においては、**利用者のなかで見守りが必要と考えられる子どもと常態について、「こども食堂サポート推進事業地区推進コーディネーター」を中心に情報収集**し、自治体と相談検討のうえ対象を選定する。	児童虐待や DV のリスクがある家庭。 ・要対協の要支援世帯 ・乳幼児健診、学校から上がったケース 要対協の対象者は、行政と県貧困対策統括コーディネーターで対象者を選定。 その他は、受託団体や受託団体のつながりがある学校、保健師などと連携し、選定。	町内在住で、18歳以下の子どものいる世帯のうち、生活のしづらさを抱えている世帯（※特定の要件は設定しない） この事業を利用しようとする世帯は、世帯の代表者が、電話、窓口、ホームページ、LINE、Face Bookのいずれかの方法で利用申し込みを行う。申込時は、氏名、住所、電話番号、子育てでの悩みごと等 の項目について伺う。申し込み受付後、本会より申込者にアセスメントを行う。
実施する活動	実施要項4 「以下の（1）を実施し、必要に応じて（2）から（4）を実施する。 （1）子ども等の状況の把握 （2）食事の提供（配達等を含む。） （3）基本的な生活習慣の習得支援や生活指導 （4）学習習慣の定着等の学習支援」	①子ども等の状況の把握（宅食を通じて） ②食品の提供（宅食を通じて） ③基本的な生活習慣の習得支援や生活指導（子どもの状況に応じて個別に実施） ④学習習慣の定着等の学習支援（週1回の地域の無料学習塾にて実施）	①子ども等の状況の把握（宅食や家事支援等を通じて） ②食品の提供（宅食を通じて） ③基本的な生活習慣の習得支援や生活指導 ④学習習慣の定着等の学習支援	①子ども等の状況の把握（弁当配送を通じて：週1回） ②食事の提供（同上） 尚、見守りの中で学習支援を知らない家庭などがあった場合は、自治体と実施主体の民間団体で相談の上、地域の学習支援について紹介をする。（＝他の事業へのつなぎを行う。）	①子ども等の状況の把握（②を通じて：概ね週1回） ②食品の提供（お弁当および食材：概ね週1－2回） ③基本的な生活習慣の習得支援や生活指導（概ね週1回） ④学習習慣の定着等の学習支援（概ね週1回の学習室にて実施）	① ケアコーディネーター事業 事業対象世帯の居宅を訪問するなどして状況把握を行い、相談支援を実施したり、事業を実施する民間団体等への研修、技術支援を行う 。 ② 食糧支援事業 支援対象世帯に対し、食糧の提供、配達、買い物援助を通して、家庭の状況把握を行い、相談支援を実施する。 ③ 物資支援事業 支援対象世帯に対し、生活に必要な物資の購入、買い物援助を通して、家庭の状況把握を行い、相談支援を実施する。 ④ 体験学習事業 支援対象世帯の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習支援、社会生活の体験支援を通して、子どもの居場所づくり、意欲の向上、成長を促す支援を実施する。	①子ども等の状況の把握（②を通じて：月１回） ②食品の提供（お弁当および食材：月１回）時、見守り及び声掛け　　③定期の配送の他、臨時で住民等から食品や日用品の提供があった場合、LINE等で利用者に情報提供を行い合わせて見守りや声掛けを行っている。
参加する団体とその役割	実施者は、市町村が委託又は補助する子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等（以下「民間団体等」という。）とする。 厚労省の動画説明： 複数の民間団体が連携して実施することも可能。	**受託者：社会福祉協議会** 連携先： ①②③社会福祉協議会 ①②地域の配送ボランティア10-15名 ④地域の無料学習塾（食事付き）	**受託者：県ひとり親家庭等自立促進センター事業を受託する一般社団法人** 連携先：なし ①②③④すべて受託者が実施	実施主体：地域で無償の学習支援の実績のあるNPOなど民間団体（3団体） ※弁当は自団体で準備または飲食店などに外注する。配送も団体において実施する。	**受託者：地域で子ども食堂を運営する任意団体（事務局：小児クリニック）** 食品・食事支援：連携先子ども食堂（毎月300-400世帯分に対応。飲食店、仕出し営業許可取得済）	受託者：4団体 ①～④一般社団法人（母子会ベース） ③、④社会福祉法人（高齢者施設） ①、③社会福祉法人（高齢者施設、保育園など） ②、④社会福祉協議会	受託者：社会福祉協議会 連携先： ①②社会福祉協議会、地域の配送ボランティア
見守り開始にあたり、自治体が把握している家庭の情報の取り扱い	民間団体等への情報提供にあたっては、 ・当該団体を要保護児童対策地域協議会の構成員とすることや ・当該団体との協定等を締結する などの方法により、守秘義務を課すことで、事業実施に必要な情報を提供することが可能 （0708付自治体向けQ&Aより）	民間団体が要保護児童対策地域協議会の構成員になっている。尚、事業開始にあたっては**本人の申し込みがあるため、同意および個人情報**を取れている。	民間団体に協定等により守秘義務を課す。尚、**事業開始にあたっては本人の同意を取る。**	民間団体に協定等により守秘義務を課す。 行政から対象家庭に事業を案内。家庭から行政に申し込み（個人情報の取扱いに関する確認を行う）。 その後、住所や氏名などの最低限の情報を行政から実施団体へ連絡。	民間団体に協定等により守秘義務を課す。	民間団体に協定等により守秘義務を課す。	自治体・民間団体間の協定等により守秘義務を課す。尚、事業開始にあたっては本人の申し込みがあるため、同意および個人情報を取れている。
食品や日用品等の中身		**地元の農業生産法人や食品メーカーからの寄付食品（野菜・米・調味量など）** **地域のパン屋が寄付する惣菜パンなど** その他一部購入品	**購入した食品・衛生品など** 一部、全国の食品メーカーや地域の農家等からの寄付食品（米・野菜・お菓子・調味量など）	実施団体において調理、あるいは団体が飲食店などに外注する弁当	お弁当 購入品 地元の農業生産法人や食品メーカーからの寄付食品（野菜・米・加工品など）	・世帯の状況に合わせて変更。 ・食材（米、冷凍食品、肉、魚など）弁当の配布の場合もある。 ・物品の提供も予定（体操服、文房具など） ・資格取得の講座の受講も無料で提供（家族）	地元の農業生産法人、個人農家、住民からの寄付食品（野菜・米・調味量・お菓子など）、住民から寄付された日用品等 その他一部購入品
見守りの頻度や手法	実施要項6（4） 「子ども等の状況の把握に当たっては、対面による実施を原則としつつ、感染症感染拡大防止等の観点から、ICT機器を活用した通信手段を用いて把握を行うなどの工夫を行うことができるよう検討すること。」 0708付自治体向けQ&A 「支援対象児童等の状況の把握に当たっては、居宅への訪問のほか、感染症感染拡大防止等の観点からICT機器を活用した通信手段を用いて把握を行うことも可能です。尚、事業実施に当たり、対象家庭への周知等を行うに際しても同様の手段で個なうことが可能です。」 厚労省の動画説明： 子どもの見守り強化アクションプランで明示していた「状況を定期的に確認（少なくとも週1回）」については本事業では補助の要件としない。	・訪問による見守り：地域の配送ボランティアが食品を持って子どもの居宅を訪問する（月1回）。 ・学習支援の場での見守り（週1回） ・電話やLINEなどによる見守り：社会福祉協議会の相談員やケースワーカーが親の携帯電話などに最近の状況の確認やお知らせ等を連絡する（適宜）。	・訪問による見守り：相談員などが食品などを持って子どもの居宅を訪問する（世帯の状況に応じて毎週～毎月）。 ・電話やLINEなどによる見守り：相談員が親の携帯電話などに最近の状況の確認やお知らせ等を連絡する（適宜）。家庭側から相談の予約も受け付ける。 ・無料学習支援（別財源）：市内5箇所で学習室を開設する（毎週）。	・見守りの頻度：子ども 一人につき 週1回 ・民間団体において弁当を調理し、あるいは飲食店など外部に調理を委託し調達。毎週月曜から金曜まで（5日間）の午後5時から午後7時までの2時間で弁当や食材を各家庭に配達し、同時に子どもの安否確認など見守りを実施。 ・目視により子どもの安否を確認するとともに、子どもや家庭への聞き取り等により、子どもや家庭の状況を把握する。	ア 子ども等の状況の把握　概ね週1回 イ 食事の提供（配達等を含む。） 概ね週１～2回 ウ 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導　概ね週1回 エ 学習習慣の定着等の学習支援　概ね週1回 家庭との間では、LINEや電話などを通じて、オンラインでもコミュニケーション・状況確認を実施する予定。小児科医や専門家によるオンラインで相談も受け付ける。 地域ではすでに不登校の生徒の送迎通じて見守りしている事例もあり、親の状況や児童の状況に合わせて見守りの手法を組み合わせて実施する。	・弁当：週2～3 ・食材：月1 ・物品：年1 ・精神科病院同行：適宜	・（対面）ボランティア等とコミュニティソーシャルワーカーが利用者に直接食材等をお渡しし、日常の困りごとがないか等の声かけを行う。 ・（オンライン）LINEにより配送の時間等のやり取りを交えた見守り。一部の配送者は利用者と個々のLINEで見守りを行っている。
見守りのための人員の質の担保・向上で工夫していること		・居宅訪問する配送ボランティアについては、**家庭との関係構築が重要であることを勘案し、踏み込みすぎず自然に会話等ができるメンバーを社会福祉協議会で人選**している。 ・配送ボランティアは、子どもの貧困問題についての研修を受講する。 **・宅食の前後で家庭の状況についての情報の擦り合わせ**を社会福祉協議会・ボランティア間で行っている。	**・県の子どもの貧困対策コーディネーターによる研修の実施** **・貧困や虐待の早期発見などに関するリーフレットの活用**（※支援が必要なケースを判断できる基準や、具体的な対応方法や連携方法が分かる支援フロー図 が欲しい」という地域の支援者の声を受県が作成。学校・保育園や、民生委員、親子支援のボランティアなどが、子どもや保護者の普段の様子から「困ったサイン 」に早期に気づき、支援につなげることを目指す。）	・実施団体向けの研修を実施する予定	訪問員としては、養護教諭、保育士、幼稚園教諭、看護師等の専門職を中心に展開 市内全域を対象地域とするため、市内の子ども食堂等ですでに関わっているケースでは、子ども食堂等の関係者も訪問員として関わる予定	・社協の専門、保育士、介護福祉士、臨床心理士などの専門職が担当。月1回県貧困対策統括コーディネーターが研修を実施（フードバンク、宅食、宅所、手帳について、組織について、事業の今後について、ファンドレイズについて など）	・配送のスタッフは、民生委員・主任児童委員・日常生活自立支援事業の生活指導員等相談支援の研修を受けた方。 ・その他一般で配送をお願いしている方は、これまでの関係の中で、教員経験者等人選し事前に相談支援等の研修を行っている。
家庭の状況について個別の専門的な相談や支援が必要になったときの対応	実施要項5（1） 「市町村は、民間団体等に対して支援対象児童等の様子や家庭状況等について報告を依頼し、適宜、報告のあった情報については、必要に応じて関係機関が情報共有を行うとともに、必要な支援・措置につなげること」	支援対象児童の家庭状況等の町への報告は毎回1回とし、必要に応じてケース検討会議を行うこととする。 社会福祉協議会内の担当： 地域福祉係、障害基幹センター、生活支援コーディネーター、ケースワーカー 行政側の連携先： 役所の福祉課 社会福祉係・児童福祉係、高齢者支援課 包括支援センター、町民保健課 健康管理センター等	連携先：弁護士、精神科医、小児科医、歯科医、保健師、自治体の貸付窓口、県ひとり親家庭等自立促進センターの相談員（精神保健福祉士、社会福祉士）など	実施団体は子どもや家庭の状況を把握し、指定様式により 定期的に（月に1回程度を予定）自治体あて報告する。ただし、緊急に対応すべきと判断した場合は、速やかに自治体あて報告する。 自治体側の窓口：児童虐待対応部署	見守り、宅食、学習等支援事業については、定期的に（月1回程度）市に報告する。必要に応じてケース会議を開催。緊急対応が必要と判断した場合は、速やかに市に報告	・コーディネーターによる個別相談 ・ケースによっては、受託団体の顧問である精神科医、小児科医、弁護士へ接続	役割： 社会福祉協議会内の担当：CSW、地域福祉、生活支援コーディネーター 民生児童委員協議会・・・普段の見守り 行政（地域福祉・教育委員会、保健センター等） ・・・必要に応じて情報提供
補助金の総額	1か所当たり8,313,000円 尚、1か所当たりとは、1民間団体等を指す。（0708付自治体向けQ&Aより）	515万円	813万円	約2千万円 （上限）8，313，000円×3団体	8,240,000円	800万程度×3団体 500万程度×1団体	総事業費 475万円
補助金の対象経費	民間団体等の支援スタッフの人件費や訪問に係る経費など事業実施に係る経費が対象になります。 例） 訪問人員に人件費や食品・日用品の購入費 食品企業などからの寄付物品の受け入れのための輸送費やレンタカー代 食料品の宅配に関する費用（交通費、ガソリン代、コインパーキングの駐車場代など） 事務局機能の費用（支援開始の準備、食品・日用品費の手配や支援対象児童等の状況の記録等を行うスタッフの人件費等）	給与・手当・共済費・賞金等 ：259万円（専任職員1名＋パート1名） 食品購入費：84万円（70世帯×2千円×6ヶ月） 燃料費（ガソリン代）：5万円　※ボランティアは全員無償・自家用車利用 その他需用費（コピー費用・カゴ代など）：26万円 通信費等役務費：3万円 委託料：30万円（学習支援週1回：月5万円×6ヶ月） 業務用PC：14万円 業務用冷蔵庫・貯蔵庫：94万円（3台）	職員給与　3,808,000円 福利厚生費　427,000円 交通費　198,800円 賃借料　700,000円 燃料費　175,000円 通信運搬費　126,000円 印刷製本費　21,000円 食糧費　1,400,000円（月4000円×50世帯×7か月） その他消耗品費　200,000円 事務局経費　265,000円 雑費　80,000円	実施団体が以下費用を含めて事業を計画する。 ・人件費（ 配達 、 食品や消耗品の調達 、子どもの状況管理などに係るスタッフの 人件費 ・食材や弁当容器、その他消耗品等の 購入費 ・訪問に係る経費（ガソリン代、コインパーキングの駐車場代など） ただし、食事の調製　1食あたり 500円／食事の配達　1家庭あたり 500円／その他経費　1食あたり200円を上限	人件費：2,100,000円（パート2名） 委託費：1,400,000円（学習支援、調理補助、配達等） 有償ボランティア：350,000円 食材費2,800,000円（1食400円×1,000食×7か月） 衛生費：140,000円（消毒液、マスクなど） 消耗品費：140,000円（用紙、教材料費など） 交通費：140,000円（ガソリン代など） 備品費：1,000,000円（タブレット端末等） 保険料：30,000円 雑費：140,000円（事業委託費等）	3団体については、人件費が中心。 1団体は半額程度で申請。	人件費：810,000円（1名） 消耗品費：500,000円 燃料代：100,000円（10,000円×10回） 寄付物品輸送料：100,000円 レンタカー：500,000円 その他事務費：240,000円 食材費：2,500,000円（5,000円×50世帯×10回）